

建設工事に係る低価格入札調査制度改正について

1. 主な制度改正

- (1) 広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱第37条に定める調査基準価格の算式を、次のように改正しました。

改正前	改正後
調査基準価格＝ (直接工事費×9.5/10 ＋ 共通仮設費×9/10 ＋ 現場管理費×8/10 ＋ 一般管理費等× <u>3/10</u>) ×108/100	調査基準価格＝ (直接工事費×9.5/10 ＋ 共通仮設費×9/10 ＋ 現場管理費×8/10 ＋ 一般管理費等× <u>5.5/10</u>) ×108/100

また、入札時の工事費内訳書提出を規定した第36条の2を新設しました。従来の「工事費内訳書の入札時の提出の試行について（平成15年4月1日）は廃止します。

- (2) 適正な履行確保の基準に定める数値的判断基準を、次のように改正しました。

改正前	改正後
直接工事費 <u>70%以上</u>	直接工事費 <u>75%以上</u>
共通仮設費 <u>50%以上</u>	共通仮設費 <u>70%以上</u>
現場管理費 <u>50%以上</u>	現場管理費 <u>70%以上</u>
一般管理費等 30%以上	一般管理費等 30%以上

また、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の区分については、今回新設した別表により読み替えることします。

- (3) 建設工事競争入札に係る低入札価格調査マニュアルを制定しました。従来のマニュアルは廃止します。

2. 改正等を行った主な要綱等

- (1) 広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱【改正】
- (2) 工事費内訳書の入札時の提出の試行について【廃止】
- (3) 建設工事競争入札に係る適正な履行確保の基準【改正】
- (4) 建設工事競争入札に係る低入札価格調査マニュアル【制定】
- (5) 低入札価格調査マニュアル【廃止】

3. 実施時期

平成27年4月1日以降に公告又は指名する建設工事から適用します。